



来週の投資戦略 (12/25-29)

2024 年の話

2023 年 12 月 24 日

小松 徹

注目事項 - 見所

小売業の 9-11 月期決算 - 回復継続か？

12 月 28 日、11 月の鉱工業生産指数 - 前月比マイナス 1.5%？

株式市場見通し

先週大注目だった日銀の植田総裁発言は「チャレンジングは金融政策のことではない」と分かり、米ドル高・円安と株高が一気に進んだが、米金利の早期引き下げ期待で円高に戻ったため、日経 225 は 7 月の高値を抜けなかった。ダイハツ工業（非上場）の不正で全車種の出荷停止が発表されると、トヨタ自動車（7203）の株価が下落したことも影響した。自由民主党の裏金問題も日々深刻さを増しており、年明けにはどのような捜査結果になるのか、それにより岸田政権にどう影響するか、不安材料を残した。

来年の世界経済は 11 月の OECD 経済見通しによると、2.4%成長と緩やかな回復を見込んでいる。米国金利が高水準になったことから、その悪影響が来年の米国経済などに出て来る（米国は 1.5%成長）。インドが最も高い 6.1%成長が見込まれており、インドネシアが 5.2%成長と続く。中国が 4.7%成長と見込んでいるが、KPA はもっと低いのではないかと疑っている。不動産バブルを体験した多くの日本人はその後処理がいかに困難か良く知っている。中国関連銘柄のリバンドを狙う推奨もあるが、KPA ではそう見ていない。ドイツ経済はある意味中国経済に支えられてきたので、来年も厳しいだろう。わが国は 1.0%成長と見込まれており、最近発表の民間調査機関の予想もこれと大差ない。個人消費と民間企業投資の緩やかな回復を見込んでいる。

さて、もうすぐ始まる新 NISA（少額投資非課税制度）について。成長投資枠がこれまでの倍額、年間 240 万円になり、一度売却してもその枠が復活することが魅力だ。しかも望めば永久に保有できる。これまでは購入後 4 年以上経過すると証券会社から売却を催促する電話がかかってきた。結局、毎年 NISA で株式購入しても現在は少額しか残っていない。ただ、注意しなければいけないのは実現損を実現益と相殺できないこと。価格変動の大きな投資は失敗すると後悔することもある。これとは別に、積み立て口座の枠も同時に持てる。最新の調査では、全世界あるいは米国株式への投資人気が高く、今までと変わらない。

最後に、2024 年の日経 225 が史上最高値 38,915 円を抜けるかが、証券界では話題になっている。現値から、17.5%以上上昇すればよいだけの話にも見えるが（今年 27.1%高）、上場企業の増益率が 8%程度と見込まれているので、35,700 円が基本線になる。来年は選挙の年で、11 月の米国大統領および議会選挙に向けてどのような世界が待っているか、極めて読みにくい。トランプ大統領の再登場となれば、世界経済の混乱と株式市場の物色対象が大きく変わるので注意したい。

KPA の投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、来期増益株	高 PB 低位株、高 PE 新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。